

[3] 介護老人保健施設 うららく

指定通所リハビリテーションサービス運営規程

(趣旨)

第1条 医療法人信愛会が開設する介護老人保健施設うららく（以下「当施設」という。）において実施する指定通所リハビリテーションサービス（以下「施設サービス」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 施設サービスは、要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、心身の機能の維持回復及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設は、利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立って施設サービスを提供しなければならない。

2 当施設は、明るく家庭的な雰囲気を有するよう努めるとともに、特に地域や家庭との結びつきを重視し、積極的に地域との交流に努めるものとする。

3 当施設は、市町村、地域包括支援センター、介護保険施設、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携を図るものとする。

(説明及び同意)

第4条 当施設は、施設サービスの提供に当たって、懇切丁寧を旨とし、利用者及びその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明をし、同意を得なければならない。

(身体拘束の禁止)

第5条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。但し、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため等、緊急やむを得なく身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、並びに緊急やむを得なかった理由を記録する。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第6条 当施設の従業者に対して、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように、指導教育を適時行うほか、従業者が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第7条 当施設の名称及び所在地等は次のとおりとする。

- (1) 名 称 介護老人保健施設 うららく 指定通所リハビリテーション事業
- (2) 所在地 安中市鷺宮205-1
- (3) 管理者 本多 真

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第8条 当施設の従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 医 師 1名以上〔兼務〕
医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (2) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 1名以上

理学療法士等は、リハビリテーション実施計画書を作成し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを計画的に行う。

(3) 看護職員 1名

看護職員は、医師の指示に基づき、投薬、検温、血圧測定等の業務及び施設サービス計画に基づく看護、介護を行う。

(4) 介護職員 4名

介護職員は、施設サービス計画により、医学的管理に基づく介護を行う。

(5) 支援相談員 1名以上〔兼務〕

支援相談員は、利用者及び家族からの処遇上の相談に適切に応じるとともに、入退所事務等を行う。

(営業日及び営業時間)

第9条 当施設の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 : 月曜日～土曜日

(2) 営業時間 : 午前8時30分～午後5時30分

(3) 提供時間 : 午前9時30分～午後4時

※ 但し、時間延長並びにナイトケアも可能とする。

(利用定員)

第10条 当施設の利用定員は、50名とする。

(事業の内容)

第11条 当施設で提供する施設サービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 施設サービス計画の作成

(2) 食事の提供

(3) 入浴

(4) 看護及び医学的管理の下における介護

(5) 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション等）

(6) 送迎

(7) 各種相談に対する指導及び援助

(8) その他利用者に対する便宜の提供

(利用料及びその他の費用の額)

第12条 利用者が当施設から施設サービスの提供を受けた場合の利用料は、介護報酬告示上の額とし、当該施設サービスが法定代理受領サービスである時は、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 当施設は、前項に定める額のほか、次の各号に定める費用について別表に額を掲げ、かつ、当該費用に関し利用者及び家族の同意を得た時は、利用者から当該費用の額の支払いを受けることができる。

(1) 食費（食材費＋調理費）

(2) 日常生活・教養娯楽費

(3) 私物洗濯代

(4) 理美容代

(5) おむつ代

(6) 持ち込みおむつ処理代

(7) 通常の事業の実施地域以外に居住する利用者に対して行う送迎に要した交通費

(通常の送迎の実施地域)

第13条 通常の送迎の実施地域は、安中市、富岡市、高崎市の区域とする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第14条 当施設の利用に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
 - (2) 機能訓練室を利用する際に、身体等に異常を感じる場合には、その旨申し出ること。
 - (3) 浴室を利用する際には、健康状態に応じて使用制限もある。
 - (4) 次条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。
- 2 その他当施設の利用に当たっての留意事項は、管理者が必要に応じて定める。

(非常災害対策)

第15条 当施設は、管理者が防火管理者を選任するものし、防火管理者が非常災害に関する具体的な計画を立てるものとする。

- 2 当施設は、非常災害に備えるため、年2回、昼間及び夜間を想定した非常災害訓練（避難訓練、消火訓練及び通報訓練）を実施しなければならない。
- 3 従業者は、常に災害の防止と利用者の安全確保に配慮しなければならない。
- 4 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。

(褥瘡の発生防止)

第16条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(衛生管理)

第17条 当施設は、施設内において食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具等の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第18条 当施設は、安全かつ適切な質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。又、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合は、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

(虐待の防止)

第19条 当施設は、利用者の人権の擁護・虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な処置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(その他運営に関する重要事項)

第20条 当施設の従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法等を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任を持って接遇すること。
 - (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
 - (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。
- 2 従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保する。
- 3 当施設は、提供した施設サービス等に関し、利用者又は家族から要望及び苦情があった時は、管理者の責任において、迅速かつ適切に対応し、その対応策を要望及び苦情を申し出た者に説明する。

- 4 施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人信愛会の同意を得て、管理者が定めるものとする。

〔附 則〕

この運営規程は、令和元年4月1日より施行する。

介護老人保健施設 うららく 指定通所リハビリテーションサービス重要事項説明書
--

1 事業所名 群馬県知事指定 介護老人保健施設 うららく
指定通所リハビリテーション事業所

2 管理者 本多 真

3 所在地 〒379-0124 安中市鷺宮205-1
TEL 027-382-8511
FAX 027-382-7396

4 事業の目的及び運営方針

事業所は、要介護者等に対し、主治医の判断と通所リハビリテーション計画に基づいた理学療法、作業療法等のリハビリテーション、医療ケア及び介護サービスを提供することにより、要介護者等の心身機能の維持回復、日常生活機能の維持向上を目的としています。

事業所は、地域の人々に支えられ、地域と手をつないで地域医療の発展と生活向上に貢献する事が私たちの使命であると考えています。

5 従業者の職種、員数及び職務の内容

- | | | | |
|-----|-------|----|------------------------|
| (1) | 医師 | 1名 | …… 利用者の健康管理と医療ケアを行います。 |
| (2) | 理学療法士 | 1名 | |
| | 作業療法士 | 1名 | |
| | 言語聴覚士 | 1名 | |
| | 看護職員 | 1名 | |
| | 介護職員 | 6名 | |
| | 支援相談員 | 2名 | |

理学療法士等は、指定通所リハビリテーションの提供に当たります。

6 営業日及び営業時間

- | | | |
|-----|----------|--------------------|
| (1) | 営業日 | …… 月曜日～土曜日 |
| (2) | 営業時間 | …… 午前8時30分～午後5時30分 |
| (3) | サービス提供時間 | …… 午前9時30分～午後4時 |
- ※ 但し、時間延長も可能です。

7 指定通所リハビリテーションの内容

- | | |
|-----|-----------------|
| (1) | 生活指導（相談援助等） |
| (2) | 機能訓練（リハビリテーション） |
| (3) | 健康チェック |
| (4) | 入浴サービス |
| (5) | 食事サービス |

- (6) 送迎
- (7) 介護サービス
- (8) その他利用者に対する便宜の提供

8 利用料及びその他の費用の額

指定通所リハビリテーションを利用した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額と、その他の利用料からなります。

(1) 厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額

下表の額となります。それが法定代理受領サービスである時は、厚生労働大臣の定める負担割合とします。

①通所リハビリテーション費

所要時間	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1 時間以上 2 時間未満	3, 690 円	3, 980 円	4, 290 円	4, 580 円	4, 910 円
2 時間以上 3 時間未満	3, 830 円	4, 390 円	4, 980 円	5, 550 円	6, 120 円
3 時間以上 4 時間未満	4, 860 円	5, 650 円	6, 430 円	7, 430 円	8, 420 円
4 時間以上 5 時間未満	5, 530 円	6, 420 円	7, 300 円	8, 440 円	9, 570 円
5 時間以上 6 時間未満	6, 220 円	7, 380 円	8, 520 円	9, 870 円	11, 200 円
6 時間以上 7 時間未満	7, 150 円	8, 500 円	9, 810 円	11, 370 円	12, 900 円
7 時間以上 8 時間未満	7, 620 円	9, 030 円	10, 460 円	12, 150 円	13, 790 円
以降 1 時間増すごとに + 5 0 0 円					

② 入浴介助加算 (Ⅰ) 4 0 0 円／日

(Ⅱ) 6 0 0 円／日

③ 理学療法士等体制強化加算 (1 時間以上 2 時間未満のみ) 3 0 0 円／日

④ リハビリテーションマネジメント加算イ

同意日の属する月から 6 月以内 5, 6 0 0 円／月

6 月超 2, 4 0 0 円／月

リハビリテーションマネジメント加算ロ

6 月以内 5, 9 3 0 円／月

6 月超 2, 7 3 0 円／月

リハビリテーションマネジメント加算ハ

6 月以内 7, 9 3 0 円／月

6 月超 4, 7 3 0 円／月

事業所の医師が利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た場合

2, 7 0 0 円／月

⑤	リハビリテーション提供体制加算	
	3時間以上4時間未満	120円/日
	4時間以上5時間未満	160円/日
	5時間以上6時間未満	200円/日
	6時間以上7時間未満	240円/日
	7時間以上	280円/日
⑥	短期集中個別リハビリテーション実施加算	
	退院（所）日又は認定日から起算して3月以内	1,100円/日
⑦	認知症短期集中リハビリテーション実施加算	
	退院（所）日又は認定日から起算して3月以内	
	イ. 加算（Ⅰ）週2日限度	2,400円/日
	ロ. 加算（Ⅱ）	19,200円/月
⑧	生活行為向上リハビリテーション実施加算	
	利用開始日の属する月から起算して6月以内	12,500円/月
	※⑥～⑧の加算を算定する場合、いずれか1つのみの算定となります。	
⑨	若年性認知症利用者受入加算	600円/日
⑩	栄養アセスメント加算	500円/月
⑪	栄養改善加算（3ヵ月以内、月2回限度）	2,000円/回
⑫	口腔・栄養スクリーニング加算	
	加算（Ⅰ）6月に1回を限度	200円/回
	加算（Ⅱ）6月に1回を限度	50円/回
⑬	口腔機能向上加算Ⅰ（月2回限度）	1,500円/回
	Ⅱイ（月2回限度）	1,550円/回
	Ⅱロ（月2回限度）	1,600円/回
⑭	重度療養管理加算（要介護3～5に限る）	1,000円/日
⑮	中重度者ケア体制加算	200円/日
⑯	科学的介護推進体制加算	400円/月
⑰	移行支援加算	120円/日
⑱	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	220円/回
	（Ⅱ）	180円/回
	（Ⅲ）	60円/回
⑲	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位の8.6%
⑳	事業所が送迎を行わない場合（片道）	▲470円/回

(2) その他の利用料

上記の他に次の額が利用ごとにかかります。

①	食費（食材費＋調理費）	朝食	590円/食
		昼食	600円/食
		夕食	600円/食
②	日常生活・教養娯楽費		300円/日
③	私物洗濯代	大（バスタオル等）	150円/枚
		中（パジャマ、下着等）	100円/枚
		小（タオル、靴下等）	50円/枚
④	理容代	カット	1,900円/回
		顔そり	500円/回

⑤	美容代	カット	1, 9 0 0 円／回
		顔そり	5 0 0 円／回
		パーマ	5, 0 0 0 円／回
		毛染め	5, 0 0 0 円／回
⑥	おむつ代	実 費	
⑦	持ち込みおむつ処理代	2 2 円／枚（税込）	
⑧	次項「9」の通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所リハビリテーションに要した交通費は、次の額となります。		
	事業所から、片道10キロメートルまで	1, 5 0 0 円	
	以後、1キロメートル増すごとに	1 5 0 円加算	

9 通常の事業の実施地域

安中市、高崎市、富岡市 となります。

10 施設の利用に際しての留意事項

- (1) 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出て下さい。
- (2) 機能訓練室を利用する際に、身体等に異常を感じる場合には、その旨申し出て下さい。
- (3) 浴室を利用する際には、健康状態に応じて使用制限もあります。
- (4) 施設で定める非常災害対策に可能な限り協力して下さい。
- (5) その他必要に応じて管理者よりの指示があります。ご協力お願い致します。

11 事故発生時の対応

当うららくは、万全の体制で通所リハビリテーションサービスの提供に当たりますが、万一事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、関係市町村に連絡すると共に、事故に遭われた方の救済、事故拡大の防止等必要な措置を講じます。

また、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、誠意を持って速やかに損害賠償を行います。

12 虐待の防止

当うららくは、利用者の人権の擁護・虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な処置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

13 褥瘡の発生防止

当うららくは、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備します。

14 衛生管理

当うららくは、施設内において食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、衛生上必要な措置を講じます。また、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講じるための体制を整備します。

15 非常災害対策

- (1) 当うららくに災害対策に関する責任者(防火管理者)を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
- (2) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知します。
- (3) 定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行います。
避難訓練実施時期： 毎年2回 5月・11月
- (4) (3)の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

16 秘密の保持

当うららくの従業者又は従業者であった者は、その業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。

また、介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供又は適切な療養のための医療機関等への情報提供について必要と思われる場合には、情報の提供を行います。

17 苦情処理の体制

- (1) 利用者からの相談又は苦情等に対する窓口は、次の通りです。
相談室 …… TEL 027-382-8511
FAX 027-382-7396
担当者 …… 鯛中由紀恵、柳澤綾乃、田村知菜子
- (2) 苦情処理を行うための体制は、次の通りです。
 - ① 直ちに相談担当者が詳しい事情を把握します。
 - ② 相談担当者が必要と判断した場合には、管理者を含めて検討会議を行います。
 - ③ 検討の結果、翌日までには具体的な対応をします。
 - ④ 記録を台帳に保管し、再発を防ぐために役立てます。
- (3) ご利用者様は、提供されたサービスに苦情がある場合には、国保連、市町村に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
安中市役所介護保険係 027-382-1111
富岡市役所高齢介護課 0274-62-1511
高崎市役所介護保険課 027-321-1111
群馬県国民健康保険団体連合会 027-290-1323

18 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無：無

実施した直近の年月日： 年 月 日

実施した評価機関の名称：

評価結果の開示状況：開示していない

以 上

当事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーションサービス提供に当たり、利用者に対して上記重要事項を交付し、これに基づいて説明をしました。

年 月 日

〈指定通所リハビリテーションサービス事業者〉

事業所所在地 群馬県安中市鷺宮 205-1
名 称 医療法人 信愛会
介護老人保健施設 うらく 印

説明者氏名 _____